

米国の関税措置の影響を受ける事業者をサポートします

1. 米国の関税措置の概要（4月25日現在）

- ・米国は4月5日から実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目について、既存の関税率に一律10%の関税を課税（現在も継続）
- ・特定の国・地域に対しては、4月9日からそのベースライン関税を、それぞれが設定した関税率まで引き上げる「相互関税」（日本は24%）を課したが、同日の発表において、中国※以外は90日間引上げを停止（7月9日0時1分まで）※中国には計145%の追加関税措置

2. 事業者へのサポート

最新の情報がほしい

- ✓ 農林水産物・食品の特別相談窓口を設けています（裏面）

当面の資金繰りが不安

- ✓ 官民金融機関に対し、相談に丁寧に対応するよう要請しています
 - ✓ 日本政策金融公庫の資金が利用可能です
 - ・農林漁業者向け：農林漁業セーフティネット資金
農林水産事業（限度額（一般）600万円、（特認）年間経営費等の6/12以内）
 - ・食品事業者向け：セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）
国民生活事業（限度額4,800万円）、中小企業事業（限度額7億2千万円）
-  お問い合わせ先：0120-154-505（日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル）

代替販路の確保やその供給のための投資がしたい

- ✓ 各種補助金で優先的に支援します
 - ・ジェトロが開催する商談会等への参加、専門家による伴走支援（戦略的輸出拡大サポート事業）
 - ・輸出先に対応した生産体系等への転換支援（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）
 - ・国際的認証の取得支援（輸出環境整備推進事業） など
-  お問い合わせ先：03-6744-2398（農林水産省 輸出・国際局特別相談窓口（裏面））

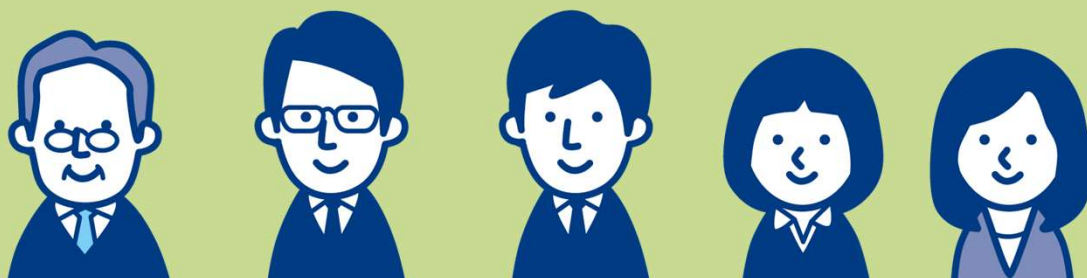
輸出保険の取扱いについて知りたい

- ✓ 日本貿易保険（NEXI）では、代金回収不能等が発生した場合の損失をカバーする輸出保険を提供しています。

 お問い合わせ先：日本貿易保険 本店（0120-671-094）、大阪支店（0120-649-818）

農林水産省は、事業者の声を聴きながら、
関係省庁と連携し、必要な対策に万全を期してまいります

農林水産省では 米国による関税措置に伴い 農林水産物・食品の輸出に関する 特別相談窓口を設置しています



農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課(特別相談窓口)

☎ **03-6744-2398**

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く



メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。

特別相談窓口の連絡先

地方農政局等

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)

☎ 011-330-8810
☎ 022-221-6402
☎ 048-740-0387
☎ 076-232-4233
☎ 052-223-4619
☎ 075-414-9101
☎ 086-230-4258
☎ 096-300-6363
☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

米国関税措置等に伴う
日本企業相談窓口 (JETRO)
<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html>



北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。

更に詳細な情報や品目ごとのお問い合わせが必要な場合には、
最適な相談先をご紹介します